

保険價額に付いて

河野, 綾雄

<https://doi.org/10.15017/14469>

出版情報 : 法政研究. 7 (2), pp. 539-562, 1937-08-05. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

保険價額に付いて

河野 綾 雄

要 目

は し が き

- 一、保険價額概念の存在理由
- 二、保険價額主觀論に付いて
- 三、保険價額客觀論に付いて
- 四、結 語

は し が き

この頃、保険價額 (Versicherungswert, Valeur d'assurance, Insurable Value) の性質に關しその主觀性、客觀性が問題とせられた。勿論從來と雖も、この問題は全然考察の對象外に置かれたわけでもなかつた。最近の該問題論争の契機は佐波學士が經濟論叢四一卷三號に「保険價額規定無用論」を發表されたことにある。その後、神

保険價額に付いて

戸商大北村教授は國民經濟雜誌五九卷六號に「保險價額論の一節」を以て佐波學士の所説に應へられた。同學士は「再び保險價額について」を經濟論叢四二卷二號に公にされるや、北村教授も國民經濟雜誌六〇卷四號五號に「保險價額概念の生成」を掲げ佐波學士の見解を排された。たまたま野津博士が「被保險利益に就て」（講演）及び保險法（新法學全集）等に於て此の點について兩氏の論争を紹介され、加藤博士また、損害保險研究二卷三號に北村教授、椎名教授の所説を評せらるや、北村教授は「保險價額の客觀性」（民商法雜誌四卷五號）を以て兩博士に對し多少の論難を試みられた。

この論評に對し金平氏は「保險價額に關する野津博士の所説に對する北村教授の批評に就て」（民商法雜誌五卷一號）を以て教授を更に批評されたのである。

惟ふに、保險價額の客觀性といひ、主觀性といひそれは畢竟程度の問題である場合もあらう。その極端なる主張相互間の比較は判然たり得るが、然らざるものの相互間においての比較論評は極めて困難であるといはねばならぬ。

一、保險價額概念の存在理由

保險價額性質論に入るに先ち、何が故に、保險價額概念が保險契約上要求せられたか、また現に要求されるかの考究が前置されねばならぬ。特にその存在理由を否定し去らんとする有力にして示唆多き論作の發表を

見た今日、その感を深くするわけである。(1) 保険契約において、保険の目的物につき損害発生した時、保険者は、被保険者をして、損害発生前の状態にまで損害填補の義務を負担するは、保険が損害填補の原則 (Principe indemnitaire) の上にたつ限り當然である。損害の填補にあつては、まづ損害額を決定するの要がある。損害は量量的に、物理的に、全損か分損か、分損ならば全部に對する割合は、如何程であるかを、測定し得ても、經濟的金錢的にその損害額を定めんとすればその前提條件として保険價額——被保險利益の評價額——を定めるの必要を生するのである。この事は歐洲において十七世紀以後、一時、海上保險に於ける保險價額の自由評價の慣行が行はれた爲に如何に、被保險者の不正評價が保險者を悩ましたか、そして、その後、保險者は種々の理由をあげて填補金支拂を回避せんとしたか、を考察すれば明瞭である。(ii) 次に保險價額は保險者の給付すべき填補額の最高限度を定めるが爲に必要とせられる。財産保險は積極的に被保險者に利得せしむべきではなく——人保險においては保險金額のみを以て保險者の責任額は不動のものとなるが——消極的に實損害填補に止まるべきである。この「利得禁止」(Bereicherungsverbot) といふ保險契約法及び保險政策上の基本的要請のもとにおいては、如何に多額に、保險金額を契約しても、實損害以上に保險者は給付をなすべきではないといはねばならぬ。全部保險の場合にも其の實損額が保險者の負擔の最高限度を劃するわけであり、一部保險の場合には、實損害の内の或る一部に限局さるべきである。その割合、比率の基礎的標準として、保險價額の概念は不可欠な存在であることせらる。(iii) この概念に因り、また賭博保險及び超過保險を防止することを得るのである、されば此等の場合に限つて

も保険價額の概念は極めて重要な存在の意義と理由を有することとなる。

註一 佐波學士「保險價額規定無用論」(經濟論叢四一卷三號三七頁三七四頁以下)

「再び保險價額について」(論叢四二卷二號一一四頁以下)

註二 Claude Laffargue: "La clause de valeur agréée dans les assurances terrestres et maritimes", 1926. (F&Rt) 67, 68, 103.

註三 野津博士「保險法」(新法學全集)一九四頁以下。椎名教授「海上保險概論」六二頁以下大濱教授「保險法要領」一五六頁
岩瀬氏「保險法論」八三頁以下等で大體通説といひ得る

二、保險價額主觀論に付いて

保險價額の決定は保險の種類、被保險利益の種類に因り一様ではあり得ない。同一種の保險、同一被保險利益にあつても、保險額決定の時、及び場所等の標準を考慮にいれば更に多様化するのであるが以下論ぜんとするは主として保險價額は主觀的評價に依るべきか客觀的評價に依るべきかの問題である。尤も、北村教授の所説につき論評する際、決定の時の問題に觸れることを斷はつて置く。保險價額は之を一般的客觀的評價によつて定むべしとするは多數の學者の採られる態度である。(一) 被保險利益が主觀的利益である以上、保險價額は、主觀的評價たり得るとするは少數學者の見解である。(二) 前述佐波學士の保險價額規定無用論は保險價額の概念は之を法律の解釋として、一應認められつゝ、實際の保險市場と法律の規定とを考察した上、兩者の不一致を論證し『法規はそ

の性質上、一般妥當性をもつべき立場より財の一般的客觀的價額を以て保險價額であるとの抽象的前提の上に立つてゐるのであるが、それは現實には求められない價額に基底を置いてゐる爲に實際の保險市場における填補に關しては、殆ど効果をもち得ない。實際市場は保險價額または、その算定を輕視または無視してゐる。保險金額のみで用が充分に足りる状態にある。而して、既に現實が然る限り、保險價額に關する規定は法規に於ても約款に於ても、全く無用である』と結論され、また『保險價額は主觀的評價に基いて決定さるべきもの』『保險契約は被保險利益についての個人的利害關係に關してなされる。……従つて、それに一般的價額ありとしそれに基いて、填補をなすことを内容とするといふことは、それ自身の目的に反する』『被保險者の被保險利益に對する評價といふことを無視しては、損害額・損害填補額・損害保險契約といふことが全く無意味になつて來るのである。尤も言ふまでもなく、被保險者が、ただ、個人的に評價するといふだけでは、それは單なる主觀的評價たるにござまり、未だ之を以て、保險價額といふことは出來ない。その評價が保險價額としての意味をもつためには、保險契約によつて、規定を受けなければならぬ。詳しく言へば被保險者が相手方たる保險者の承諾を得たる價額、即ち、被保險者と保險者との合意によつて定められた價額でなければならぬ。……合意によつて定められた價額であればこそ特に、保險價額といふのであつて、そこに保險價額が賣買價額、擔保價額等と異なる意味をもつ所以が存するのである』と論ぜられる。(五)これが北村教授をして、『學士は全然、保險價額の觀念を認めず、協定保險價額の觀念を認め、これを呼ぶに保險價額なる文字を使用せうといふに在るらしいのである。乍然、保險價額

の觀念を前提せない協定保險價額の觀念は既に協定保險價額そのものではない。従つて學士の所謂、保險價額は決して協定保險價額でもあり得ず、結局、それは第三のあるものだといふことになる^(六)『保險價額を認め得ない者が保險價額のうちの主觀說であれ客觀說であれ——左様なものがありとしても——採られる筈はない』^(七)と論斷せしめるに至つた主要な點のやうである。

併し第三者より、今、學士の無用論の第一の根據たる法律解釋論を觀るに、『既に保險價額が當事者によつて定められるものである以上、それは當事者の利害關係によつて、自由に定められるのであつて、決して或る被保險利益の保險價額は金何圓であり、それ以外の額であつてはならぬといふわけのものではない……私は保險價額を……非現實的價額には求めず保險價額は契約當事者の立場、または利害關係によつて、填補額決定のために、如何やうにも、その合意により定められるものであるとの見解にたつ』^(八)この論旨は、『第三のあるもの』に非ずして寧ろ保險價額の主觀性を強調せられたものと理解し得るのではあるまいか。即ち、北村教授のいはれる協定保險價額は保險價額の觀念成立を前提とするに反し學士の意味せらるゝそれは之を前提としないまでであつて、協定保險價額それ自體に變りがない以上、之を『協定保險價額』といふか又は『保險價額』といふかは、要するに、保險價額を客觀的に觀念するか又は主觀的に觀念するかに依るに外ならない。之を以て『第三のあるもの』とするほど名稱に拘泥する必要は毫もない。従つて私は、「保險價額を認め得ない」佐波學士を發見するを得ないのみか、却て、保險價額の主觀性をその主張の根底に深く藏する佐波學士を印象し得るのである。^(九)さればこの

點に就てこそ、吾々保險價額の客觀性を主張する立場より同學士に對する異議が存なくてはならぬのである。

まづ第一に法律解釋論の上から『契約當事者の立場または利害關係によつて、填補額決定のため、如何様にもその合意により定められるものであるとの見解に立つ』限り、保險契約法、保險政策上の根本的要請たる「利得禁止、實損害填補の原則」は破られ、超過保險、賭博保險等の道德的危險の跳梁するところとなり保險の基礎を危殆におとしいれる虞ありといはねばならぬ。クロード、ラファルグに據れば、協定保險價額は眞實價額（*Value réelle*）以外の價額の保險を許さない。たゞそれは被保險者をして、保險價額及び事故發生に際しての損失の證明を容易ならしめるだけの目的を有するが、一面協定價額決定にあつては、目的物に對する小醉、愛好、その物のある状態、稀少性、その物の探求困難性等の諸因子を計算に入るべきである。而して此等の因子は協定價額決定に際しては、客觀性を有すべきであることを注意してゐる。また海上保險における協定保險價額約款の變遷を説くに及んでは、協定價額約款は被保險者が正當な保證を得んがため之を求めたことは明らかであるとし、この協定價額約款たるや、被保險者は古く書式たる“*Valle que valle*,” “*Fasse ou ne fasse pas*”等の文句を附加して事故發生の際約款通りの填補を得ん、目論んだが、かゝる『不動約款文句』は實損害填補の原則上超過保險にならざるやう、其の限度に減少せられねばならぬから假令、之を約款に記載してゐても、單なる例文に過ぎないとする。佐波學士はこれ等の非難あることを豫想してか、それは現實に立脚しない反對論であるとし、その例證として、一方に於て保險價額に關する綿密な法律規定を有し乍ら、他方に於て超過保險が殆ど、すべての財産

保險について行はれてゐる状態であり、而も超過保險に關する訴訟の極めて稀であることを指摘されるが、果して、斯く斷定し得るであらうか。保險業者は損害の査定につき、超過が著しき場合にも（商三九四條參）訴訟を起すことを欲せず、多くは妥協によつて解決する事、及び而も、此の妥協の基準たるべきものこそ商法規定より推論せらるゝ保險價額の存在である事に注意すれば斯く斷定し得ないことは明らかである。椎名教授（前掲、經時、八卷二號一八頁）もいはれる如く、法規は訴訟事件に適用されてのみ、實際上の効果を生ずるとの見解は果して正當であらうか。保險價額に關する法規は超過保險等の道德的危険を豫防する目的の立場にあるとすれば、保險價額規定有用論は此の豫防的視野よりの當然の歸結である。吾々は經濟の實際を無視すべからざると同時にまた、健全な實際經濟への指導的役割を法規に求むべきであると考へるものである。

（十二）
第二に佐波學士、規定無用論の第二の根據たる保險の實際論に傾聽すれば、即ち、保險價額は實際上の取扱よりすれば無用な概念であるとし、その例證として、火災保險の實際に於て契約締結當時には保險價額を算定せざるのみならず、損害發生の場合には給付額を定める前提として、保險價額を決定するのではなく、保險契約は、すべて、一應、全部保險と看做し初に定めた保險金額により保險價額を代表せしめ、全損にあつては、保險金額、分損にあつては、その損害全部を保險者の給付額とする。船舶保險に於ては、契約締結にあつては保險價額が定められる。蓋し、船舶の經濟的修繕不能に因る推定全損の決定について、救助費、共同海損分擔額、修繕費と船舶保險價額とが比較される必要があるからである。併し、船舶保險證券に記載する保險價額は、多くは、保險金

額と同額とされる。従つて、損害額填補額決定のために役立つといふ機能を少しも果さないこととなる説き、かやうな實情下にては、法規または、約款に保險價額を定めることは不必要と結論される。乍然、實際上の慣行として、「保險價額」なる名稱を表面に出さずとも、實質上、保險價額概念の定められてゐると解すべき場合があらうし、保險價額を實際上、保險金額と同一とした場合と雖も、金額の同一は保險價額概念の否定であるといふわけのものでないといふ解せられ、之を全的に抹殺するを得ないといはねばならぬ。斯く解する所以は、上述の如く、保險價額の關連する法規は單なる形式的のものではなく、保險政策上、極めて重要な意義と使命を有するものであるからである。(十三)

觀點より、火災保險、運送保險、積荷保險、船舶保險等に亘つて一々佐波學士の實際論の認識不足を論難されるどころも、茲に論ずる結果と略々同じと考へる。學士は、保險價額の決定が、契約當初は勿論、填補額算定の場合にもなされないと説かれるが、實際の場合(動産保險の場合でも)價額の決定がなされる場合も相當多いことを注意すべきである。特に運送保險、積荷保險については、椎名教授が『實際に於ては、保險の申込人が保險の目的の價額を申告し、保險者は之を承認した上で保險金額を設定するものである。證券に保險金額しか記載されないからして、保險價額を無視してゐるといふが如きは暴論である……従つて損害發生するに及んでも、保險價額を算定することが行はれないのは當然である。佐波氏は保險價額が契約の當時、算定され協定されてあることを忘れてゐるのである』(十四)とされる點は私も賛同するところである。更に船舶保險に用ひられる二様保險價額特約

條款、乃至二様評價約款 (dual valuation clause) に於ける二重評價を保險價額の客觀性否定の根據とされる佐波學士に對しては椎名教授の反對が正當ではあるまいか——大なる保險價額を全損に對して適用し、小なる保險價額を分損に適用する事實の眞否は論外としても——(椎名教授前掲八卷二號一八頁)。

保險價額の主觀性を主張する學者が、從來の客觀的價額論者の所謂、一般價額を以て抽象的にして、空漠たる概念に止まり、現實の保險價額決定の標準たり得ずとし、之を論難するところは學士の論調にも觀ることを得る。即ち、『假りに、保險價額を商法の一般の解釋に従つて一般的客觀的價額によつて定むべしとしても、その一般的客觀的價額を算定することが現實には不能または極めて困難な場合が多いといふことである』(前掲論叢四二卷二號二二〇頁)『一般的客觀的價額は抽象的概念の世界にのみ存在するものであり、保險價額は保險契約といふ具體的内容によつて、定められるところの現實の一つの取引であり、この二つは全く別個の概念であるからである』(前掲論叢四二卷三號三八六頁)等これである。主觀說論者の從來の客觀說に對するこれ等の論難は正に、客觀說論者の急所を衝いたものといひ得よう。蓋し元來、被保險利益なる觀念は直接間接に何等かの法律上の連鎖によつてその被保險利益の歸する主體を離しては之を思惟するを得ず、然つて被保險利益の評價も當然、純客觀的一般的に之を決し得ないと解せられるからである。

以上私は、保險價額に關する法規の必要なることを説き、之に反對さるゝ佐波學士の法規無用論の根底に潛存する思想が依然として、保險價額の主觀性を説くものであるとし、此の見地から論じて主觀說の妥當ならざるこ

を明らかにし、最後に主観説の側より従來の客觀説（一般的抽象的客觀的の名で呼ばれる）への論難、必ずしもあたらすとするを得ないことを一言した。

註一 水口博士「保險法論」四七七頁以下 粟津博士「日本保險法論」（同博士論集八卷）一一四頁 野津博士前掲一九九頁

北村教授「保險價額論の一節」（國民經濟雜誌五九卷六號七五六頁）「保險價額概念の成生」（同六〇卷四號四九〇頁以下）（六〇卷五號六八六頁）大濱教授前掲一五一頁以下 加藤博士「保險價額の客觀性に關する北村、椎名兩教授の所説を評す」（損害保險研究二卷三號）椎名教授「保險價額に關する論争」（經濟時報八卷二號一一頁）田中（耕）博士「保險法講義要領」八〇頁 野崎教授「保險契約法論」一〇三頁等

註二 松本博士「保險法」八四頁 藤本博士「海上保險論」六八頁

註三 この點について北村教授（前掲國經六〇卷五號六四頁註三八）の解せられるやうには考へられない後述參照（註九）

註四 佐波學士、前掲四一卷三號三八五頁

註五 同 前掲四二卷二號四七七—四七八頁

註六 北村教授、前掲、國經六〇卷五號六四頁註三八

註七 同 「保險價額の客觀性」（民商法雜誌四卷五號二〇—二二號）

註八 佐波學士、前掲、四一卷三號三八七頁

註九 北村教授は前掲民商法四卷五號二二頁に「野津博士（前掲保險法一九八—一九九）が佐波學士は保險價額の主観説をとられ北村教授は客觀説をとつて兩方争つてゐるといはれるが佐波學士の説は主観説でもあり客觀説でもあり得ないが故に兩方争ふわけがないとの意味を述べられたが第三者の側より觀れば本文に述べるが如く解せられる以上、博士は事實を事實として述べられたに過ぎないで論争の内容を正解しないのは論争の當事者たる北村教授自身なのではあるまいか。

保險價額に付いて

註十 Claude Laffargue: *Clause de Valeur agréée dans les assurances terrestres et maritimes* (1906, S&APRt) 16 以下
れば M. Sumien (*Traité théorique et pratique des assurances*) が協定保険價額は事前に於ける射倖的評價によつて
て成立すと解したが、この見解は、佛國初期の判例中に協定保険價額の有効性を論定するにあたり、射倖的性格 (*Caractère d'un forfait*) に歸し之を説明したところに發するとし、判例を紹介する。即ち佛國控訴院 (*La Cour d'Appel*) は。保險證券中の美術品が賣買價額を有するのは同種の品が普通市場で有する價額によつて決定される時であるとし、美術品の額は假令、當事者間に價額を定めたとしても又始から定まつてやるとしてもそれを獲得する困難があつても凡てそれ等は感情價額 (*Valeur d'opinion*) に過ぎなす旨を判示する。破棄院 (*La Cour de Cassation*) はこの點に於いての困難をさり、特殊の動機を考慮すべきでないといふに止めてゐる。然るに、協定保険價額は一九三〇年七月十三日の保險契約法第二十九條に僅かに規定されてゐるに過ぎない。而も立法者は協定保険價額の射倖的性格を定めてゐる様であり、判例、立法も二三の學者によると協定保險は射倖的態容にあつて、それによると眞實價額 (*Valeur réelle*) から獨立した感情價額を被保險者に認容してゐる様であるとし、斯かる損害填補約束より資金約束への推移を虞れ、損害填補原則 (*Le Principe indemnitaire*) と矛盾し承服し難いと反對し、協定保険價額約款は協定の名のもとに填補しうる價額 (*La Valeur réparable*) 決定を目的とするが故に專斷的には決定し得ない、假令、保險者が被保險者の感情價額を承諾したとしても、損害填補の原則は破らるべきではないとし、協定保険價額は射倖的性格を有するとは考へられない。考へられる唯一の場合には商工業地に於ける火災に因る休業について、被保險者の被むるべき損害の範圍を豫め決定することの不可能と従つて、その保險價額算定の困難の故に、保險價額が協定される場合である。而も會社は、此の場合と雖も、契約を諦めず射倖的契約をなすのであると結ぶ。——以上ラファルグの論ずる如く、佐波氏の所謂協定保險價額と雖も、客觀的價額より逸脱し、主觀的に評價せられ得ないこと、及び會社が計算的基礎の不安 (超過保險又は、

それになる可能性を認識しつゝ、)を感じ乍ら、尙ほ、他社との競争其の他の理由により實際上、超過保険を取組む場合の多いこと、また、その故にこそ、保険價額の客觀性を一層主張せざるを得ないことを充分理解し得るであらう。

註十一 前掲 Claude Laffargue : 67, 68, et 108. そこでは、海上保険における協定保險價額の沿革的敘述が有體物保險、利益保險の二部に分設せられてゐる。Ematigon 反對。我商法三九四條が協定保險價額に於ける過當評價の舉證責任を保險者に歸して居ることは言ふを俟たない。

註十二 佐渡學士、前掲四一卷三號三七九頁以下。

註十三 野津博士、前掲保險法一九六頁參照。

註十四 椎名教授、前掲經濟時報八卷二號一二一—一二三頁

三、保險價額客觀論に付いて

獨逸保險契約法五十二條「物ニ關スル保險ニツイテハ別段ノ事情ナキ限り物ノ價額カ保險價額ト看做サル」の如き規定のない我が商法に於ては、解釋による補足あるのみである。(一) 今、客觀説論者たる諸學者の主たる論點に

傾聽すれば、即ち、田中博士(前掲七五、八〇頁)「元來、保險價額は被保險利益の價額であつて、是れ必ずしも保險の目的物の客觀的價額と一致するものではない。然れども當事者が所有者の利益を保險に附した場合に於ては、商三九四條の適用ある場合を除き保險の目的物の交換價額を標準として保險價額を定むべき」とし、獨逸保險契約法五十二條の規定を缺くと雖も當然の事理であり、「被保險利益が主觀的なることは被保險利益の評価

を主觀的に爲し得るといふ意味ではない」とされ、保險價額の主觀的客觀性を主張せられる様である。

「椎名教授（前掲、經時、八卷二號一七頁）も法規自體の客觀性に徴し、實損害填補は當然とし、賭博保險を禁止せんとした立法者の意思及び立法の歴史によつて、客觀性を主張される。その損害價額も「損害の大小、利益の價額は常に被保險者の利益を客觀的に評價することによつてのみ法定保險價額が得らるる」により之を觀れば單なる抽象的客觀性の主張とは思はれない。

加藤博士（前掲二卷三號五九頁）は客觀性の根據を商三八五條に求め、無形損害までも金錢に見積り得るとの民法の規定解釋は、保險の特性（超過保險禁止）により修正すれば足るとし、椎名教授と異なり保險者の損害填補は民法の損害賠償の一種であるから、廣く眼を轉じ、一般損害賠償に於ける價額の分類を觀察する要がある前提される。これは、その後の叙述（一一頁）「客觀的に代ふるに金錢的又は經濟的（wirtschaftlich）又は財産的、及び通常又は一般を以てし、主觀的に代ふるに、感情的又は精神的又は無形的又は、非財産的、又は嗜好的（affectiv）及び特別を以てするがよい」に應ずるものであらう。主觀性、客觀性といふ語義は正に評價の場合、極めて紛らはしく、理論の混亂を招來する虞もあると云ひ得る。要するに博士は商三八五條、及び損害保險の特性、（超過保險禁止）に、その客觀説の根據を求められる。價額算定については、保險契約に於て特約なき限り此の通常價額を標準として、保險價額を定め、特約あるときは特別價額を以て定むべしと説き、何れの價額の場合に於ても損害保險の最高原則たる實損害填補の原則に牴觸してはならぬと結論せられる。⁽¹¹⁾従つて、博士は、抽

象的客觀說の主張とは自ら異ると、私は推測する。

私は松本博士（前掲八四頁）を以て主觀說とした。^(三)「保險價額ハ保險ノ目的物ノ客觀的價額ニ超ユルコトヲ得ス
トスル說アリ、普國法（§1884. 11. 8）ハ此ヲ採レリト雖モ必スシモ如上ノ制限ニ服スヘキ理由ナシ。被保險利
益カ被保險者ノ有スル主觀的利益ナルコトヲ是認スル以上ハ、此ノ說ニ從フヘカラサルヤ明白ナリ。」を平明に
解したのである。加藤博士（前掲三卷三號六、七、九、一四頁）は Gerhard, Kommentar zum Deutschen Reichs-
gesetz über den Versicherungsvertrag 1908（松本博士はこれに據られる）に於ける民法の一般損害賠償理論を説明し、
無形損害につき、「松本氏のいはれる様に不法の目的を以て過當な保險價額を定めざる限り、主觀的評價も有効
と認めて、差支へないではないかとの疑問が一應出る。然し、それにも不拘、吾々が本說に従ひ得ないのは、同
じ損害賠償でも保險契約は保險契約としての特徴があり、慰籍料と云つても、財産的損害に於けるが如く正確に
算定出來ず結局は賭博保險に陥るからである」と述べ椎名教授の松本博士を主觀說とするに反對せらる。

惟ふに、加藤博士（前掲二頁）の説明に立脚する限り、松本博士の特別價額（無形損害）の主觀的評價は、超
過保險的危惧から之を認め得ないのみで、松本博士は、普通價額の評價も亦、主觀的に爲し得るとするものでは
ないといふ程の意味らしい。北村教授が普國法の普通價額概念の生成を詳説し、「普通價額の否定の否定」を意
味せらるゝ松本博士は主觀說論者に非ずと力説せらるる意味も之により補充せられたかに思はれる。乍然、私は
松本博士の説明は田中博士の所説と正反對であると解し、從つて野津博士が「保險價額も主觀的たり得るものと

する」説に松本博士の見解を算へられたのは至當なことと信ずる。これは餘論であるが一言する次第である。

北村教授（前掲民商法四卷五號、二二—二四頁）は Prange 氏により獨逸火災保險史上、保險價額が、第一段には自由評價であつたが第二段に前の弊害の結果、利得禁止の要請が認識せられ普國法の普通價額の規定として現出したが、それは本質的には有體物保險であつたこと、第三段には實務界はかゝるうちにも利益保險の構想への過程を辿り、眞實價額といふ不偏中立的概念の生成まで發展した経過を紹介し「損害填補契約たる保險契約に於ては、個人的契機を無視するのではないが個人的意思乃至感情より超越して社會的客觀的見地から之を算定せねばならぬ。然らざれば填補の嚴正を期し得ない。斯くて、保險價額は消極的批判的者である。この意味に於ては保險價額は嚴正に社會的價值判斷であり……保險價額はこの意味に於て、一般的客觀的なのである」と斷じ、これと共に眞正填補なる積極的使命を保險價額評價に強調し、「有體物保險の構想から利益保險の構想へ経過すると共に、動きのこれぬ價額尺度、普通價額より柔軟な眞實價額へと移動し……普通價額の利得禁止の契機と利益保險の個別的妥當性の契機とを自己のうちに綜合せる一層高次元の「眞實なる價額」が登場した」とし我商法に於ける保險價額概念の立場も亦、普通價額概念の「否定の否定」に外ならないと論ぜらる。以上、教授も客觀的評價の根據を「利得禁止の原則」に置かれ、普通價額の修正、眞實價額の理論は大體正當であると信ずる。乍然、保險價額の抽象的客觀性を説かれるやの疑は尙ほ存すると謂はねばならぬ。即ち次の敘述に其の然るを知るのである。『他方に於て凡そ保險價格は根本的批判原理として、いつ迄經つても抽象性を脱するを得ないことを認識

せねばならぬ。各種の利益に就てその保険價額算定標準が如何に明白にせられても、凡そ保險價額一般は……抽象的であることは民法九〇條の帝王規定と同様であらう」また『抽象的であるから批判的者たり得る』（前掲民法二七頁）とせられる。併しいつ迄經つても抽象性を脱し得ない保險價額を以て、如何にして利得禁止原則を活用せしめ、以て實損害填補を爲し得ようぞ。要するに、教授の「眞實價額」は利得禁止の契機と利益保險の個別的妥當性の契機とを綜合する高次元の評價概念であり、斯る評價概念は到底、具體的損害填補の標準とはなり得ず、結局、形而上的空漠たる觀念に過ぎないと謂はねばならない。さればこそ『陸上保險に於て確固たる各種保險額を決定するの必要はまことに切實である』（前掲二六頁）との *Kausisch* な理論を展開されるのであらう。

ここに於てか、教授も従來の抽象的客觀説を擇ぶところなしと論定するは、いさゝか大膽に思はれるが尠くとも、その所論、表現一貫せざるの憾あるやうである。尙ほ教授が野津博士に對し反對せられた諸點に關しては、論ずべきもの多きを感じるが、金平氏（民商法五卷一號、七八頁以下）の詳細論せられるところに譲り（その中の一二については既述した。又結論で重なる點には觸れると思ふから）此の小論の結論に移り度いと思ふ。

註一 瑞西保險契約法四十九條「保險價額ハ被保險利益カ契約締結ノ時ニ於テ有スル價額ニ依ルヘキモノトス」は、獨乙保險契約法と同様有體物につき交換價額とする様である、が利益についての特別價額は解釋により補ふより外はない。佛國保險契約法（一九三〇年七月一三日）に於ては、直接保險價額を規定した條文は存在しない、第二十八條は我商法三九三條と同趣旨の規定であり、第二十九條は我商法三九四條の如く協定保險價額が實損害填補原則と矛盾せざる旨を規定すると解せらるゝ。（*Claude Lafargue*: p. 38）*Cesar Ancy, et Lucien Sicot: La loi sur le contrat d'assurance*

保險價額に付いて

(loi du 13 juillet 1930) 1930. *SEARRE* p. 31-97.) 而して、此等條文の解釋に於ても一般に、利得禁止の見地より、價額が協定された場合にも、客觀的評價より離るべからずとせらる。(Claude Laffargue : p. 31-33) (〔二〕註十參照) Justin Godart; et André Perraud-Charmanier : "Côte des Assurances" (Commentaire pratique et complet de la loi du 13 juillet 1930 relative au contrat d'assurance avec, en appendice, le droit fiscal de l'assurance) 1930. p. 140-144.

註二 加藤博士前掲一〇、一一頁〔二〕註十一參照、

註三 同趣旨、野津博士前掲一九八頁。金平氏前掲七八頁。田中博士前掲八〇頁。椎名教授前掲一六頁。大濱教授前掲一五一

一一五二頁。佐波學士前掲四二卷二號、一一六頁。反對、加藤博士前掲二卷三號一四頁。北村教授前掲四卷五號二四頁。

註四 北村教授前掲二四一二五頁、

四、結 語

上來、私は可能なる範圍に於て、諸學者の此の問題についての理論を展望し、まづ保險價額規定無用論が據つて立つところは主觀說なることを明白にし、之を利得禁止、實損害填補の原則により排し、その實際上の認識の必ずしも正鵠ならざるを紹介し、北村教授の客觀說は從來の抽象的客觀說に非ざるかを疑ひ、主觀說論者の論難の目標は從來の抽象的客觀說であることを指摘した。惟ふに、保險法上、保險事故發生に對する保險者の填補責任の意義は、一般民法の領域に於て論ぜらるゝ不法行爲に因る損害賠償の意義とは大に趣を異にする、民法上、

身體、自由、名譽、被害者の近親者の有する感情等についての財産以外の損害賠償は、一般には金銭に評價し得ざる種類のものであるが、之を賠償の目的とする（民、七一〇條七一一條參⁽¹⁾）。然るに保險法の領域に於ては、目的物の通常價額（物が何人に對しても有する價額）以外の特別價額（物が當事者の特別事情により定まる價額）も計算上、多數の法則に支配される限り、金銭に見積られうる程度のものたるを要するのである（商三八五條）。従つて、義務者の給付が主觀的並に具體的事情に因り、全然不定の状態にある民法上所謂「利益」（Interesse）の觀念は之を保險法上の「被保險利益」（Versicherbares Interesse）の觀念に適用するを得ない。ここに特別價額の算定の困難が伴ふと謂はねばならぬ。元來、損害保險に於ては、經濟上の財貨に對し「人」の法律關係の存在が被保險利益の成立の前提である。法律關係なき價額及び經濟的内容なき法律上の權利は共に被保險利益たるを得ないと考へれば、特別價額を全的に斥けることも認容され得ないことは明白である。即ち、特約ある場合は特別利益も評價せられ得ると解せらる。斯くて特別利益の評價額たる特別價額の大きさも一般人がその特別な事情下にあつて事故に因り矢ふべき財産損害の大きさにより算定されなければならぬ。蓋しその被保險特別利益も填補せられることを要する限度に於て、純然たる特別的主觀的評價は拒否されなければならぬからである。一般人を基準として特別評價がなされ、而も財産的評價の結果が零と認定されたとすれば、そこには被保險利益がないわけであり、それに對する感情價額は「被保險利益なきところ保險なし」の鐵則に照し除去されねばなるまい。又特別價額の評價も上述の標準により之を制限すべきは云ふを俟たない。（〔二〕註十一參照）尤も保險の目的物の評

價が被保險者の感情價額であるか否か、を知ることは場合に依り實際上頗る困難なことがある。保險會社で行はれる鑑定も極めて架空的であり、鑑定人と雖も、往々にして獨斷に陥り勝ちであり、それは會社にも、公共の利益にも、憂慮すべき結果を招來するのである。(iii) 要するに「利得禁止原則」が作用する限り保險價額は之を純主觀的に

決し得ない。同時に、また抽象的客觀的に凡ての評價要素を抽象化し當事者より獨立した形而上的高次概念、社會的評價概念に因り之を決定せんとするも誤謬でなければならぬ。蓋し、それは當面の具體的現實的世界の實損額算定に無力であり、且つ社會的評價觀念が保險價額の指導觀念たる前に、保險法上、利得禁止原則がその指導的役割の地位にあるからである。されば通常價額、特別價額を一般的客觀的に評價するにせよ、そこには、全然抽象化された融通の利かぬ形而上學的觀念に上昇するを得ない。その一般的客觀的觀念は、その抽象的外裝のうち、一定損害發生に際しての價額算出の可能性、形而上的價額概念の現實化乃至具體化への潛勢力をば、包攝してゐることを要すると謂はねばならぬ。(斯る考察に立脚する説を假りに特別的、具象的、客觀説とも呼ばれるであらう) 然らば、斯る考察の根據を如何なる點に求めるかを私は述べなければならぬことになつた。それは客觀説論者のそれと略々同じで、就中條文上の根據として第一に商三八五條に加ふるに商三九四條を擧げ得ると考へる。商三九四條によれば、協定價額が過當なりや否やの基準價額が存在すべき筈であり、その基準價額に近接する範圍内に於て填補額が定めらるべきことが要求されてゐるから、尠くとも、被保險者の主觀的價額が評準たり得ないことは明白である。(四) 野津博士が(前掲一九九頁)『あたかも價値が本來主觀的なものから客觀

化されて取引の對象となると同じ様に、保險價額も本來主觀的價額ではあるが保險取引に於て取扱はれるものである限り、取引界に於て假定的な或る第三者が若し被保險者たる地位に置かれたとするならば有するであらうと認むべき價額、すなはち普通價額であらねばならぬ』と簡明に表白されるころも決して「普國法に於ける動きのこれぬ普通價額概念」を意味せられないことはその後の博士の説明にて明白である。第二に、保險價額の算定標準を間接に規定する商三九三條を擧げる。『保險者填補ズヘキ損害ノ額ハ其ノ損害力生シタル地ニ於ケル其ノ時ノ價額ニ依リテ之ヲ定ム』は直接、填補額の算定に關するものであるが、同時に間接に保險價額の算定標準を規定するものとせられる。(七)同條が價額算定につき算定の時、場所の二要素をもとりいれてゐることは云ふ迄もない。従つて、具體的現實の算定の標準なのである。然るに、北村教授の所説に聽けば、教授が保險價額の抽象的客觀性を主張するの餘りに保險價額の種類（客觀的評價、主觀的評價の如き）の問題と算定の時及び場所についての問題とを、混同せられ、如何に無理な解釋をしてゐられるかが明白となるであらう。即ち、『野津博士の述べられた算定標準は一般的には妥當せず單に此の場合に關する保險價額算定の標準として意義を有するものである』(前掲民商法四卷五號三三頁)とし、『保險價額算定の標準たるべき時は保險者責任開始後の各瞬時である』(同三一頁)と述べ之を以て、一般的標準とせられる様であるが、何ぞ計らん、それは、保險者の責任開始後、損害發生前にのみ當箇まるに過ぎず、契約成立當時に超過保險なりや否やを判斷すべき標準たる保險價額は保險者の責任開始前に於て之を算定すべきであるし、填補額決定の爲に、保險價額を算定する場合には、損害發生

當時の價額に依らねばならぬ。畢竟、教授の一般的と稱せられる價額は既に一般的ではないと謂はねばならぬ。場所の要素を之に入れるとすれば更に、その抽象化への解釋論は困難性を伴ふことは必然の勢である。もともと、斯る範圍に於て、一般的標準なるものが存在するかが第一に疑はれなければならぬ。^(八)假に斯る一切の要素を考慮した上の一般的、平均的價額が法定せられたとしても、果して、實際の損害算定に方り、現行法規以上の實際的効果を期待し得るかは頗る疑はしい。此の意味に於て、私は陸上保險に關して「確固たる各種保險價額を法定する必要」を北村教授程、痛感しない。唯、商三八五條による特別價額が保險價額に組入れられたとしても、先にも述べる如く、感情價額の調査が心理的結果に墮し易く、保險者は被保險者の評價申告における不誠實の犠牲者となり勝ちであり、此の救済は、商三九四條の保險者のなすべき保險價額過當評價の舉証を容易にするにあると考へれば、損害發生の場合の修正價額算定の時、場所等に關する標準を法定することは、一應の意義あるものゝ様であるが、商三八五條の解釋によつてもその補足は可能ではあるまいか。一步を譲り解釋による補足が認められないとしても、各種の保險價額を法定することが、經濟界の實情變化により、却て妥當な評價を妨げる場合はないであらうか。この意味から、私は、現行法の程度で充分であり、詳細には、判例、學說等に譲ることにより、一層妙味を發揮しうるのではないかと考へるのである。蓋し運送保險(商四二四條) 船舶保險(商六五六條) 積荷保險(商六五七條) 等に於ても、略々同程度の解釋が必要とせられるからである。^(九)序ながら、此の見解は敢て保險價額規定無用論に影響されてゐない事を附言したい。

註一 鳩山博士債權總論六九頁、各論八六九頁參照。

註二 Ehrenberg, Lehmann, Manes, Hegen, Gierke の諸學者は被保險利益の觀念は全然經濟的關係のみより成立するとせらる。Kisch III § 5 a. S. 34, 35 は本文と同趣旨（損保研究二卷三號七九頁三倉氏譯文參照）

註三 加藤博士前掲二卷三號一二頁は通常價額、特別價額の具體的標準の例を擧げられる。

野津博士前掲一九九頁は、一般的客觀的價額を、被保險者の主觀的評價によらない價額といふ意味に解すれば、以て具體的觀念たらしめることを得るとし、被保險者がその所有の處分財産を保險の目的とした場合は、處分財産の交換價額、固定財産の如き使用財産を目的とした場合は、その一定の目的に使用せられる關係に於て一般的に有すべき使用價額、被保險利益が營業上のものであれば、その營業價值が夫々保險價額の算定標準となるとされ、此等の事柄を財産評價一般の問題に歸してゐられる（野津博士商法總則第二部營業論三一—頁以下參照）

Claude Laffargue (p. 53—59. cité) は美術品の價額が協定されるとき客觀的評價によるべきを注意し、被保險者の經驗した獲得の困難、物の稀少性も被保險者の輕卒による場合は、保險事故發生しても注意深い蒐集家が、その物に拂ふであらう價額以上を評價すべきではないとするのである。Laffargue のこの見解は特に特別價額の算定について參考となるであらう。

註四 野津博士前掲保險法三〇〇頁參照

註五 Lucien Paris Le Clerc: Contrat d'assurance. sa nature juridique 163, (SéARRE) 57, 67, 75-80. 參照

Claude Laffargue (p. 53—60. cité) 參照

北村教授は「保險價額は本來主觀的な價額である」ものが如何にして批判の原理たり得るか（前掲民商法二六頁）と難ぜられるが、保險契約者が危險團體を構成するに及んでは、主觀的評價は客觀的標準により批判せられ、客觀化、批判

保險價額に付いて

原理化するのである。又 Kisch (III § 5 a. S. 34, 35) も云ふ如く「主觀的 (人的) 利益のみが保險し得る」との意味に於てそれは本來主觀的であることは疑ひない (註二)「保險取引に於て取扱はれる云云」に對する教授の論難「其では根據として填補觀念を捨て、有償取引に於ける一方の給付の價值であるかの感を引きさせる」は、博士には當らないことになる。蓋し博士に於て、保險取引に入るに及んで客觀化されると云ふことは利得禁止原則の支配を當然思惟せられてゐるからである (前掲保險法一九五頁參) 私は、取引の語義を有償取引の意味にのみ解する考方が正當であるかを疑ふ。尙ほ金平氏前掲八〇—八一頁參照

註六 野津博士、前掲「保險法」一九九—二〇〇頁 (註三) 參照

註七 野津博士前掲、一九六一—一九七頁、水口博士前掲、四七五頁、松本博士、前掲八三頁、田中博士、前掲八一頁、大濱教授、前掲一五一頁、北村教授、國經五九卷六號、三二頁、佐波學士前掲四一卷、三七六頁、以上同趣旨

註八 加藤博士前掲四頁、金平氏前掲八三頁參照

註九 海上保險に於ける協定保險價額の成立までの沿革については、Claude Lafargue 67, 68, et 103. cité 參照其他

“Ordonnance des magistrats de Barcelone sur les assurances de 1435 Article 11” — Pardessus collection des lois maritimes, t. V. Yalin: Commentaires de l'ordonnance de 1631, t. II titre VI, commentaire sous l'article 8 Pothier: Traité du contrat d'assurance, édition de 1810 n° 159. Emerigon: Traité des assurances, Tome 1 chapitre IX section § 3. Vivanté: Traité théorique et pratique des assurances maritimes, traduit par Victor Yseux. éd 1893 n° 136. 參照

(完)

(昭二二、三、一四稿了)